CORPORATE GOVERNANCE

RETAIL PARTNERS CO.,LTD.

最終更新日:2019年6月3日 株式会社 リテールパートナーズ

代表取締役社長 田中 康男 問合せ先:取締役 清水 実 証券コード:8167

http://www.retailpartners.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1.基本的な考え方

当社は、スーパーマーケット事業を中心とする事業会社の管理・運営を通じて、「地域のお客様の普段の食生活と暮らしをより豊かに」を企業使命とし、地域社会に貢献し共に発展することによって、継続的な成長と企業価値を高めてまいります。

当社及び事業会社は、「お客様、お取引先様、株主様、地域社会」などすべてのステークホルダーから高い信頼を得て、企業の永続的な成長を遂げるための企業統治の確立を目的として、コーポレート・ガバナンスの強化充実を図ります。

当社は、グループ全体の管理統括、経営監視を行い、グループ全体の法令遵守の徹底、意思決定の迅速化、経営効率の向上を図るため、持株会社体制を構築し、純粋持株会社である当社のもと、各事業会社を支配下に置いております。このため、当社グループ全体の経営管理に係る業務の機能は当社に集中して配置しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4】

当社は、株主における機関投資家等の議決権比率が5%未満と低いため、議決権の電子行使や招集通知の英訳を実施しておりません。今後、機関投資家等の状況により検討いたします。

【補充原則3-1-2】

当社は、株主における海外投資家等の議決権比率が5%未満と低く、また、事業を国内に限定して展開しているため、英語での会社情報の開示 を実施しておりません。今後、海外投資家等の状況により検討いたします。

【原則4-2.取締役会の役割・責務(2)】

役付取締役·取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬につきましては、固定報酬を定めており、中長期的な会社の業績や潜在的リスク 等を反映させた中長期業績連動報酬の採用につきましては、今後検討してまいります。

【補充原則4-2-1】

役付取締役・取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬につきましては、株主総会で定められた年額の範囲内で、取締役会の決議により 決定しております。

上記の方針に基づき、固定報酬を定めておりますが、中長期的な業績と連動する報酬や株式報酬等及びその割合につきましては、今後検討して まいります。

【補充原則4-10-1】

当社は、指名・報酬などに係る事項については、独立社外取締役を中心とした委員会などを設置していないものの、原則3 - 1に記載の通り、指名・報酬決定の基本方針に基づき取締役会で決議する事としています。また、取締役会決議に先立ち監査等委員会の定める方針に基づく同意等を受けるなど取締役会の構成員である独立社外取締役が、取締役会の指名・報酬に関し、独立性、客観性のある意見を述べることが出来る環境を整えています。

このような環境のもと、現在は独立した諮問委員会の設置は行っていませんが、今後の当社の指名・報酬などについてのあり方を考える上で、設 置の必要性を検討して行きます。

【補充原則4-11-1】

原則3-1(4)をご参照ください。

当社は、当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は15名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内としております。現在、女性もしくは外国人の取締役は選任しておりませんが、取締役会は、当社業務に精通した取締役と社外における豊富な知見を有する社外取締役を組み合わせており、当社の事業内容、規模等においては知識、経験、能力等全体として十分バランスが取れていると考えております。監査等委員としては、弁護士、金融機関経営者や経験者を選任しており、財務・会計、法務に関して十分な知見を有しておるものを確保しております。ジェンダーや国際性面での多様性確保については今後検討してまいります。具体的には、グループの事業会社において、「女性活躍推進」を最重要課題とし、中期経営計画においても、「人材の強化」として女性の管理職登用などを目標として設定しております。

【補充原則4-11-3】

代表取締役が社外取締役を含め個々に意見交換を行い、取締役会の実効性の確保及び向上に努めておりますが、実効性の分析・評価について は、各取締役の自己評価及び社外取締役監査等委員からの意見を集約して進めて行く予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-3.(資本政策の基本的な方針】

当社は、当社グループの事業の拡大、収益力の向上、時価総額の拡大等による株主価値の拡大を目指しています。事業展開を迅速かつ果断に 行うために必要な株主資本の充実および安定的な経営を確保する株主構成の保持を資本政策の基本としております。なお、増資等の資本調達を 実施する場合は、取締役会にて十分に審議の上決議するとともに、投資家・株主への説明を行います。

【原則1-4.政策保有株式】

当社は、事業遂行のため、各部門において様々な企業との協力関係が不可欠であると考え、中長期的な視点に立ち、友好関係及び取引関係の維持・発展を目的として政策保有株式を取得または解消いたしております。当社は、政策保有株式については、経営環境の変化等に対応し、適時・適切に対応するために、機動的に取締役会において取得時に比較して保有目的の希薄化有無や保有に伴う便益、リスクが資本コストに見合っているかを基準に判断し、定期的に見直しを行い、合理性が薄れたものについては売却を検討し、実行しております。

また、当社は、政策保有株式にかかる議決権行使については、投資先企業の経営方針・経営戦略等を尊重しながら、保有先及び当社の中長期な企業価値の向上に資するものであるか否かを基準として判断し、取引関係等を踏まえた上で、賛否を判断いたします。

【原則1-7.関連当事者間の取引】

当社は、役員及び一定の大株主との利益相反取引(関連当事者間の取引を含む。)について公正な判断を行います。役員との取引については、原則として独立社外取締役が出席する取締役会において承認・報告いたします。

一定の大株主との取引については、必要に応じ、関連する基本取引契約等の締結等に際し、取締役会の決議に基づ〈稟議規程に従い、適切な手続きを行っております。

【原則2-6】

当社は企業年金の積立金の運用に関し、専門人材の登用・配置は行っていませんが、運用機関に対するモニタリング等を通じてアセットオーナー としての機能を発揮できるように取り組んでまいります。

【原則3-1.情報開示の充実】

当社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現すると の観点から、以下の事項について、主体的な情報発信を行います。

(1)経営理念·経営戦略·経営計画

地域に根差すスーパーマーケットとして、事業会社の経営資源やノウハウを統合し、売上規模を拡大するとともに、「商品」「人材」「店舗」の競争力を強化し、グループ経営基盤を強固なものとしながら企業価値を高めてまいります。

中四国・九州地方の西日本におけるローカルスーパーマーケットの連携の先駆けとなるとともに、ローカルスーパーマーケットの成長の限界を打破することに挑戦し、持株会社の企業価値の向上に努めてまいります。

上記に基づき、経営計画を策定し、適切に実施してまいります。

(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「1,基本的な考え方」をご参照ください。

(3)役付取締役・取締役報酬の決定方針と手続き

役付取締役・取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬につきましては、株主総会で定められた年額の範囲内で、取締役会の決議により固定報酬を決定しております。

(4)役員人事の指名等方針と手続き

当社は、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性と適正規模を勘案し、取締役(役付取締役を含む。)・監査等委員の指名及び解任の方針と手続きを、次のとおりといたします(なお、監査等委員である取締役については、監査等委員会の同意を要するものといたします。)。

- ア、役付取締役については、当社及び業界の業務全般に精通し、大所高所の観点から、果断に業務を執行する能力を有すること
- イ.取締役(監査等委員である取締役を除く。)については、担当分野に精通した専門能力を有し、迅速に業務を執行する能力を有すること ウ.社外取締役については、当社からの独立性が高いこと及び当社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値を図る能力を有すること
- エ. 監査等委員については、適法性を確保するための監視能力を有すること
- オ. 常勤監査等委員については、当社における十分な情報収集能力と適法性を確保するための監視能力を有すること
- カ.業務に重要な支障をきたし適切に業務を遂行することが困難であると認められる場合、また、選任の条件を満たせなくなった場合、状況を鑑みて検討し、解任または不選任に関する判断をいたします。

【補充原則4-1-1】

取締役会は、会社業務にかかる重要な事項を決定いたしますが、業務執行の一部を取締役・執行役員に委ねる場合があります。その範囲については、取締役会の決議に基づ〈職務権限規定・業務分掌表・稟議規程によるものといたします。

【原則4-9.独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役(候補者である場合を含む。)が、金融商品取引所が定める独立性基準に加え、次の(1)から(4)に該当しない場合、当該社外取締役に独立性があるものと判断いたします。また、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役の兼任会社数については、(5)によるものといたします。

当社が定める「独立性等判断基準」は、次のとおりです。

【独立性等判断基準】

(1)取引先

業務執行者として在職している会社が、当社から支払いを受け、又は当社に対して支払いを行っている場合に、その取引金額が1事業年度当たり当社の連結売上高の2%以上の場合

(2)コンサルティングその他顧問契約締結先等

法律·会計又は税務等の専門家として、当社からの報酬又は支払いが、1事業年度で1,000万円以上となる場合(役員報酬を除く。)。法人の場合(個人が所属する場合)は、1事業年度の支払額が営業収益の2%以上となる場合

(3)寄付の提供先

業務執行者として在職する非営利団体に対する当社からの寄付金が過去3事業年度の平均で、法人の場合は年間連結売上高の2%、個人の場合は1,000万円を超える場合

(4)上記(1)から(3)又は当社若しくは当社子会社の重要な業務執行者の近親者

2親等内の親族が、上記(1)から(3)又は当社若しくは当社子会社の重要な業務執行者として在職している場合、又は過去5年間において在職していた場合

(5)役員の兼任会社数

上場会社の役員(取締役・監査役又は執行役)の兼任は、当社の他に4社以内

【補充原則4-11-2】

取締役の重要な兼職の状況(上場会社の役員の兼任を含む。)は、毎年、事業報告等で開示しております。また、取締役の他の上場会社の役員の兼任会社数につきましては、合理的な範囲にとどめております(原則4 - 9(5)をご参照(ださい。)。

【補充原則4-14-2】

取締役は、日常より能力向上及び自己啓発を目的とした外部セミナーへ参加しております。また、加盟団体であるオール日本スーパーマーケット協会のトップ経営セミナーへも参加し、経営やスーパーマーケット運営に関する情報・知識を得ております。

新任役員については、必要な知識の習得機会を確保することとしております。

【原則5-1.株主との建設的な対話に関する方針】

取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を、次のとおり定めております。

(1) IR担当取締役

グループ経営企画室を管掌する取締役がIR担当取締役として、機関投資家との面談にあたります(個別面談を含む。)。

(2)IR担当部署

IR担当部署としてグループ経営企画室が中心となり、必要に応じて、グループ総務部・グループ財務経理部が連携して対応しております。

(3)株主との対話の手段の充実に関する取組み

株主に対して会社説明会等を年数回実施しております。会社説明会では、代表取締役社長が説明を行っております。

(4)株主の意見等のフィードバック

IR活動の結果及びそこで得られた情報については、取締役会等で報告を行っております。

(5)インサイダー情報の管理

株主との対話に際しては、「内部情報管理及び内部者取引管理規定」、「内部取引の姿勢及び内部情報の管理に関する規定」等に基づき会社情報を厳格に管理しております。

2.資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社アークス	3,136,400	6.72
株式会社バローホールディングス	3,136,400	6.72
丸久共栄会	2,363,440	5.07
池田興産有限会社	2,259,100	4.84
ヤマエ久野株式会社	2,017,000	4.32
宮野雅良	1,700,000	3.64
株式会社山口銀行	1,567,765	3.36
株式会社西日本シティ銀行	1,515,000	3.24
齊田丰ヨミ	1,468,000	3.14
国分グループ本社株式会社	1,113,992	2.38

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京第二部
決算期	2月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員 数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
- 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1.機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
以 有	周 31主	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k
沖田 哲義	弁護士											
柴尾 敏夫	他の会社の出身者											
藤井 智幸	他の会社の出身者											
吉村 猛	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 」 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
沖田 哲義			重要な兼職の状況 沖田法律事務所代表	弁護士としての豊富な経験と幅広く高度な見識を有していること、これまで社外取締役として公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいていることから、取締役会の審議において、当社の経営における重要な事項に関し、コンプライアンスなどガバナンス強化の視点で監視と有効な助言をいただくことを期待したためであります。また同氏と当社との間には一般株主と利益相反が生ずるような利害関係がないことから、独立役員に指定しております。

柴尾 敏夫	重要な兼職の状況 株式会社新鮮マーケット 柴尾敏夫氏は、上記当社子会社の監査 役を兼任しておりますが、株式会社東京 証券取引所の定める独立性基準及び当 社の定める独立性等判断基準にも抵触し ておらず、一般株主と利益相反が生じる 恐れはないと判断しております。	金融機関における経営に携わり、長年の豊富な経験と幅広く高度な見識を有していること、これまで社外取締役として公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいていることから、取締役会の審議において、当社の経営における重要な事項に関し、監視と有効な助言をいただくことを期待したためであります。また同氏と当社との間には一般株主と利益相反が生ずるような利害関係がないことから、独立役員に指定しております。
藤井 智幸	重要な兼職の状況 株式会社マルキョウ取締役(監査等委員)、株式会社青木商事監査役 藤井智幸氏は、上記当社子会社の監査 等委員及び監査役を兼任しております が、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準及び当社の定める独立性等判 断基準にも抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断しております。	株式会社マルキョウにおいて監査等委員としての経験を有していること、長年の豊富な経験と幅広く高度な見識を有していることから、取締役会の審議において、当社の経営における重要な事項に関し、監視と有効な助言をいただくことを期待したためであります。また同氏と当社との間には一般株主と利益相反が生ずるような利害関係がないことから、独立役員に指定しております。
吉村 猛		地方金融グループの経営者を務め、金融、財務分野において活躍し、山口・九州の経済界において幅広い人脈を有し、企業経営における豊富な経験及び高い見識を有していることから、取締役会の審議において、これらの経験と見識を活かし、積極的な意見・提言をいただくとともに、経営全般の透明性と健全性の向上およびコーポレートガバナンスの向上のため社外取締役として就任しています。

【監查等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締 役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会が必要とした場合は、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を置くものとし、現時点では設置しておりません。もっとも、監査等委員会は効率的な情報収集を図るため、内部監査部門との十分な連携が必要となることから、当社では監査等委員のうち1名を常勤の監査等委員に選定し、監査の実効性の向上に努めます。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員と会計監査人及び内部監査部門は、定期的に意見交換を実施し、相互に連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

- (1)独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指名しております。
- (2) 当社が定める 【独立性等判断基準】 については 【原則 4 9】 をご覧 〈ださい。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

業績の向上に向けて経営体制の効率化や責任の明確化を図っており、現時点においてインセンティブを付与するための特別な制度は必要ないと 考えております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明



第66期(平成30年3月1日から平成31年2月28日まで)の取締役(監査等委員を除く)9名に対する報酬は56,250千円(うち社外1名1,800千円)、取締役監査等委員4名に対する報酬は11,400千円(うち社外3名7,200千円)、合計13名の報酬は67,650円(うち社外4名9,000千円) 1取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与部分は含まれておりません。2上記の他、当事業年度において社外役員2名が子会社等から受けた報酬等の総額は9,100千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額は、株主総会で定められた年額の範囲内で、取締役につきましては取締役会の決議により、監査等委員につきましては 監査等委員の協議により決定しております。

役付取締役・取締役(監査等委員である取締役を除く。)報酬の決定方針と手続きにつきましては、【原則3 - 1】(3)をご参照ください。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役の専従スタッフは配置しておりませんが、適宜関係部署で対応しております。

- 2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)
 - 1.業務執行の機能に係る事項
 - (1)取締役会

原則月1回、また必要に応じ臨時に開催し、グループの経営状況の確認、重要事項の決定及び各取締役の業務執行状況の報告を行っております。取締役会は、重要な経営事項に対する迅速な意思決定、判断を行うため、社内の事情に精通した取締役8名と、社外における経験を生かして当社の経営に参加する社外取締役4名の12名で構成しております。

(2)経営会議

当社及び子会社の代表取締役及び指名された取締役による経営会議を原則月1回開催し、経営方針等及び重要な機関決定案件に関する報告・ 意見交換を実施しています。

(3)プロジェクトチーム

特定の課題解決のため、適時プロジェクトチームを結成し、担当する取締役がこれを統括いたします。

(4)業務執行部門の報告体制

業務執行部門の担当者は、業務執行部門の進捗管理を行うため、原則月1回、取締役会で報告いたします。

2.監査、監督の機能に係る事項

(1)監査等委員会

原則月1回開催し、取締役の職務執行の監査、当社及び当社グループの内部統制システムの構築及び運用状況の監視及び検証並びに監査報告の作成等を行っております。監査等委員会は、独立性の高い社外取締役である監査等委員3名と、社内の事情に精通した常勤監査等委員1名の4名で構成しております。

(2)グループ内部統制室

当社の内部監査部門であるグループ内部統制室は、監査等委員会と連携し、当社及び当社子会社の各業務執行の適正性を監査しております。

(3)コンプライアンス委員会

(4)会計監查人

当社は、持株会社として当社グループ全体のコーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスに関する基本事項の周知・徹底を図るため、原則月1回、取締役並びに当社及び当社子会社の内部統制関係者が出席するコンプライアンス委員会を開催するとともに、当社子会社のコンプライアンス委員会と連携して業務遂行の適正性について監査し、コンプライアンス体制の構築・維持・向上を図っております。事務局はグループ内部統制室が務め、必要に応じて取締役会及び監査等委員会にその結果報告を行います。

会計監査人については、新日本有限責任監査法人を選任しています。会計監査人は内部監査部門及び監査等委員会と定期的に意見交換を実施し、相互に連携を図っております。

3. 指名、報酬決定等の機能に係る事項

役員人事の指名方針等と手続き並びに役付取締役・取締役報酬の決定方針と手続きにつきましては、【原則3-1】(3)・(4)をご参照ください。

4. 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役との間で会社法第427条第1項に規定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、企業価値の向上を図る観点から、監査等委員である取締役(複数の社外取締役を含む。)に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させることを目的として、平成29年5月25日開催の第64期定時株主総会の承認により、監査等委員会設置会社に移行いたしました。

これに伴い、上記2の体制により当社のガバナンス体制の適正性は確保されていると判断して現状の体制としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会開催日の3週間前を目途とした日程遵守を継続実施しております。
その他	当社ホームページ(http://www.retailpartners.co.jp)において株主総会招集通知、法令及び定款に基づ〈インターネット開示事項を掲載することで株主総会前に広〈公衆縦覧に供しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表自 自身記 明の 無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年間4~5回会社説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、四半期業績関連資料等をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	グループ経営企画室を主管として、関係部署との協力態勢で対応しておりま す。	

3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立 場の尊重について規定	ホームページにて、経営理念をはじめ経営目標、社訓、行動指針を公開し、各ステークホ ルダーの立場を尊重する姿勢を明示しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	省資源・ゴミの軽量化のため、トレー・牛乳パックの回収、レジバック有料配布などを推進しております。また、青少年の情操教育、運動能力の向上のため、文化・スポーツ活動への支援などを実施しております。また、行政と地域活性化包括連携協定や災害時支援協定などを締結し、地域の環境整備、地域福祉向上に役立てていただいております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1)当社は、持株会社として当社グループ全体のコーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスに関する基本事項の周知・徹底を図るため、原則月 1回、取締役並びに当社及び当社子会社の内部統制関係者が出席するコンプライアンス委員会を開催するとともに、当社子会社のコンプライアンス委員会と連携して業務遂行の適正性について監査し、コンプライアンス体制の構築・維持・向上を図る。事務局はグループ内部統制室が務める。
- (2)グループ内部統制室は、必要に応じて取締役会及び監査等委員会にその結果報告を行う。
- (3)グループ公益通報者保護規定を制定し、通報処理体制を整備・運用する。
- (4)監査等委員会は、次に掲げる報告を受けた場合には、必要な調査を行い、状況に応じ適切な措置を講じる。

会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した旨の取締役からの報告

- 取締役の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した旨の会計監査人からの報告あらかじめ取締役と協議して定めた事項についての取締役又は使用人からの報告
- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (1)当社は、株主総会議事録·取締役会議事録·その他取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存·管理する。 (2)取締役及び監査等委員は、必要に応じて閲覧できるものとする。
- 3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1)当社グループ全体における平常時のリスクに対しては、グループ総務部が中心となってリスク管理を行い、各事業会社単位でマニュアルの整備・教育などを実施する。
- (2)不測の事態、影響度の高いリスクに対しては、当社グループ全体の対策本部を設置し、適切かつ迅速な対応を図り、損害の拡大を防止する体 制を整える。
- 4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1)当社及び当社子会社は、取締役会を原則月1回開催し、必要に応じ臨時に開催し、重要事項の決定及び各取締役の業務執行状況の報告を行う。
- (2)取締役会に付議すべき事項及び取締役会の決定した事項に基づ〈業務の実施に関して協議を行うため、グループ経営企画室及びグループ総務部は関係部署と協議して起案上程するとともに、決定された事項について周知を図る。
- (3)当社及び当社子会社の代表取締役及び指名された取締役による経営会議を原則月1回開催し、経営方針等及び重要な機関決定案件に関する報告・意見交換を実施する。
- (4)特定の課題解決のため、適時プロジェクトチームを結成し、担当する取締役がこれを統轄する。
- (5)当社は、3事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度の当社グループ全体の 業績数値目標を定める。
- 5. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1)当社は、経営の自主性を尊重しつつ、当社グループ全体としてコンプライアンス及びリスク管理の基本的考え方を共有する。
- (2)子会社の重要な意思決定は、当社の取締役会での承認を要するものとし、経営計画の進捗状況は当社の取締役会で報告するものとする。
- (3)グループ内部統制室は当社及び当社子会社の各業務執行の適正性を監査する。
- (4)通報処理体制の範囲を当社グループ全体とする。
- 6.監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項
- (1)当社は、監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人を置くものとする。
- 7.監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性並びに監査等委員会の 当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1)当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査等委員会の同意を必要とする。
- (2)監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は、他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令を受けないものとする。 なお、使用人の職務評価については監査等委員会の意見を聴取するものとする。
- 8.当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告 をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- (1)当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役・監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行うこととする。また、監査等委員会規則の定めるところに従い、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。
- (2)監査等委員は、取締役会及びコンプライアンス委員会に出席する。また、その他の重要な会議にも出席することができるものとする。
- 9.監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1)当社は、監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けることを禁止し、その旨を当社及び当社子会 社の取締役及び使用人に周知徹底を図るものとする。
- 10.監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理 に係る方針に関する事項
- (1)当社は、監査等委員からの要請に応じ、監査等委員会の職務の執行に関連し生ずる費用について、事前申請又は事後速やかな報告により、 その費用を前払い又は事後の支払いにより負担する。
- 11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1)監査等委員会は、グループ内部統制室及び会計監査人と定期的に意見交換を実施し、相互に連携を図る。
- (2)監査等委員会は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、外部のアドバイザーを活用することができる。

2.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止するための基本方針として企業行動基準・規範を制定し、その中で「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決する」と定めております。この企業行動基準・規範に則り、反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係をもたないこととし、不当要求は断固として拒絶することを基本方針としております。 2.反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、社会的秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある反社会的勢力との関りを一切持ちません。社内的にはグループ総務部を担当部 署とし、社長への報告及び社内関係部署との密接な連絡体制をとっております。対外的には、各事業会社単位で地域の関係団体に加盟し、研修 や情報交換を行っており、さらに、警察・暴力追放運動推進センター・顧問弁護士などの専門機関と緊密な関係を構築し、アドバイスを受け、適切 に対応しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、ステークホルダーの負託に応えるべく、各事業部門間の連携・情報共有により、リスク・コンプライアンス体制を強化してまいります。 1.適時開示に対する基本姿勢について

(1)基本的な考え方

当社は、当社及びグループ会社について、重要な事実や決算情報等を把握管理するとともに、諸法令や証券取引所の定める規定に則った適時 適正な開示に努めております。また、適時開示規則に該当しない情報についても、当社を理解していただくために有用と思われる情報について は、積極的かつ公平に開示することを基本としております。

(2)情報開示の方法

証券取引所の適時開示情報伝達システム(TDnet)による公表を行うとともに、当社ホームページに速やかに掲載することとしております。

2. 適時開示に係る社内体制

(1)情報開示体制

当社は、情報開示最高責任者である社長が、情報開示体制構築の責任と権限を有し、情報管理責任者である担当役員が、情報開示全般の実務 責任者として、情報開示最高責任者の意思決定を補佐し、迅速、正確かつ公平な情報開示を行っております。

(2)情報開示の仕組み

当社における重要な会社情報については、当該情報を有する部門の責任者から、情報管理責任者に速やかに通知されます。通知された情報については、情報管理責任者が、内部情報の漏洩防止・管理の任にあたります。内部情報の開示はできる限り早期に行うことを原則としております。

<コーボレート・ガバナンス模式図>



